



Canadian Life
and Health Insurance
Association Inc.

宛先： 金融庁総務企画局企画課保険企画室御中
作成者： 米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会
およびカナダ生命保険/健康保険協会
作成日： 平成 17 年 11 月 4 日

* * * * *

貴庁が平成 17 年 10 月 12 日に公表された「『保険業法等の一部を改正する法律』の一部の施行に伴う保険業法施行令(案)、内閣府令・財務省令(案)、内閣府令(案)」についてコメント提出の機会を頂戴したことにつき厚く御礼申し上げるとともに、これをとりまとめられた貴庁総務企画局企画課保険企画室のご努力に対し敬意を表します。同案に対して以下のとおりコメントを差し上げますので、何卒宜しくご検討くださいますようお願い申し上げます。

1. 保険契約者の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正

改正第 37 条は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」)に、その運営における透明性を確保することを義務づけているが、我々は以下の二つの理由からこの主旨が確保されることを要望する。

第一に、保護機構はその存在がまさに公共的なものである。保険会社が破綻等に至った場合に当該保険契約の継続を図り、責任準備金の一定額を補償することを約することで、生命保険業の信用維持を図る役割を担っている。第二に、破綻会社への資金援助は健全性の維持されている会員保険会社の拠出金によって賄われる。すなわち、保護機構による契約者保護の枠組みは会員各社の拠出あってこそ維持されるのである。したがって、その運営における透明性確保が重要であることは論をまたない。

保護機構の運営における透明性は、保護機構に運営委員会及び評価審査会の構成や会議の開催状況等(審議の概要及び審議の結果等)の事業報告書への記載を義務づける改正第 37 条の実効ある運用によって促進されることとなる。

加えて、我々は資金拠出方法やその負担のあり方等の重要な事項の決定に際して、会員各社が実質的協議に参加できる運営を促す措置が徹底されることを強く要請する。こうした措置なくしては全ての契約者の利益を公平に扱う上で必要な保護機構の透明性の

確保は困難である。

2. 「保険業法施行令の一部改正」及び「保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正」関連

契約者保護に関する我々の基本的姿勢には従前と変わるところはない。我々は原則として効率的かつマクロ的見地からの監督が顧客保護を図る最善の方法であると考えている。金融庁が保険業界の健全性についてのモニタリングを強化してきたことについては謝意を示したいが、一方で保護機構の保険契約者保護資金(以下「保護資金」)の積み立てにおいては、遺憾ながら事前拠出方式の実質負担を軽減する措置はとられていない。我々は保護資金について、個々の商品のもつ経済価値や契約者負担となる潜在リスクを反映した拠出金額算定方法の導入とともにその積立が事後拠出によるものとなるよう主張している。

なお、「保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令」の改正第50条の3により、最低保証機能を有する変額保険及び変額年金保険は保護機構の保護対象であることが確認されたものと理解している。

以下は、保護資金の拠出金額算定方法に関する我々の見解である。

(1) 保護機構による変額保険及び変額年金保険の最低保証リスクに備えた保険料積立金の保護

平成17年度より保険会社は特別勘定が設定される変額保険及び変額年金保険に付加されている最低保証リスクを合理的かつ適切に管理する目的で保険料積立金及び危険準備金の積み立てが求められている。これは昨年制定されたいわゆる「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金等に関する告示及び事務ガイドライン(現「保険会社向けの総合的な監督指針」)で義務づけられた。このうち、保険料積立金は毎年3月末及び9月末時点での変額保険または変額年金保険に係る特別勘定中の責任準備金を評価し、将来における最低保証の履行を担保するための積み立てを要請されている。したがって、一般勘定にある他の責任準備金同様に、この保険料積立金が当然に保護機構の保護対象であることを確認したい。

(2) 保護機構への拠出金額算定方法の見直し

最低保証機能を有する変額保険や変額年金保険の契約者は、時価が払込保険料を下回る状況下で死亡もしくは運用期間が満了するという最低保証給付の要件が満たされる場合を除けば、最低保証機能のない変額保険や変額年金保険の契約者と同じく、運用期間

中の資産運用リスクを全て負担していることに留意されたい。最低保証の有無による差異は、同機能のある商品における契約者が追加的に負担する最低保証特約費用及び保険会社が負う最低保証リスクの存在である。ここで、2005年4月以降の新契約については前掲の一般勘定における保険料積立金がこのリスクのための準備金である。2005年3月末での保有契約についてはこの最低保証リスクに見合う追加的な積立を新たな収支分析により同様に一般勘定に積み立てることとされている。

このように、保険会社の破綻を招来するという意味で問題となるのは一般勘定保険料積立金のみであり、特別勘定の責任準備金がこれに影響を与えないことは明らかである。したがって我々は、保証機能を有する変額商品の特別勘定責任準備金もしくは保険料は保護機構への拠出金算定から除かれるものであることを確認したい。現状の拠出金算定において、特別勘定と一般勘定の責任準備金の間に差異は考慮されていないが、これは変額商品の契約者の観点から見れば、不当に過重な拠出金負担を間接的に強いられることに他ならない。我々は最低保証機能を有する変額保険や変額年金保険にかかる保護機構への拠出金算定にあたっては、最低保証リスクに備えて一般勘定に積み立てる保険料積立金残高のみを用いることがもっとも適切であると考える。

以上

米国生命保険協会について

米国生命保険協会（American Council of Life Insurers: ACLI）は250年以上に亘り米国および海外市場で家庭をそして企業を守る実績を重ねてきた米国生命保険会社、年金および退職資産運用業界の技術・経験を結集させた統一団体です。米国内において ACLI は各種調査データを規制当局や消費者教育のために提供し世論形成に貢献しています。ACLI は海外に向けてもその技術・経験と政策方針を各国の規制当局、通商当局、法制当局、国際団体、学会、経済調査機関等に提供しております。当団体の詳細情報につきましては www.acli.com をご覧ください。

欧州ビジネス協会について

欧州ビジネス協会（European Business Community: EBC）は欧州13カ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、欧州企業が日本で通商・投資を展開する上でのよりよい環境作りを目指し、活動を続けています。協会の会員は法人と個人を合わせ現在3,000を越しており、会員すべてが各国の商工会議所に所属しています。会員企業の中で約360社が、保険委員会をはじめとする協会の27の産業別委員会及び小委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力を続けています。協会に関する詳細情報については www.ebc-jp.com をご覧ください。

カナダ生命保険/健康保険協会について

カナダ生命保険/健康保険協会（Canadian Life & Health Insurance Association Inc.: CLHIA）は1894年に設立され、生命保険会社、健康保険会社併せて72社が加盟していま

す。加盟社全体ではカナダ全土における生命保険、健康保険業界のおよそ 97%にあたり、国内の年金制度のおよそ三分の二を管理しています。カナダの生命保険会社及び健康保険会社は世界的に活躍しており、各社が受け取る保険料のうち 55%が海外から支払われています。協会についての詳しい情報については、www.clhia.caをご覧ください。
